

兵庫県公報

平成22年3月19日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	5
○ 兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課）	28
○ 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（同）	35
○ 部制条例の一部を改正する条例（新行政課）	35
○ 附属機関設置条例の一部を改正する条例（人事課）	35
○ 兵庫県職員定数条例及び企業庁職員定数条例の一部を改正する条例（同）	37
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（同）	38
○ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（同）	38
○ 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（大学課）	51
○ 兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例（復興支援課）	51
○ 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（福祉法人課）	52
○ 兵庫県立淡路香りの公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（労政福祉課）	52
○ 国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（農地整備課）	53
○ 兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（同）	53
○ 兵庫県立自然公園条例及び環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（自然環境課）	54
○ 兵庫県立都市公園条例の一部を改正する条例（公園緑地課）	61
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	61
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	62
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	62
○ 兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（病院局管理課）	62
○ 兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業庁総務課）	62

公布された法令のあらまし

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第6号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例
- 6 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例
- 7 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例
- 8 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例
- 9 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例
- 10 兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例
- 11 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例
- 12 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例
- 13 兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 14 兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例
- 15 兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例
- 16 兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例

- 17 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例
- 18 兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例
- 19 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例
- 20 兵庫県立産業会館の設置及び管理に関する条例
- 21 兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例
- 22 兵庫県立西はりま天文台公園の設置及び管理に関する条例
- 23 兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例
- 24 兵庫県立東はりま時計の丘公園の設置及び管理に関する条例
- 25 兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例
- 26 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例
- 27 兵庫県立ふるさとの森公園の設置及び管理に関する条例
- 28 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例
- 29 兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例
- 30 兵庫楽農生活センターの設置及び管理に関する条例
- 31 兵庫県立都市公園条例
- 32 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例
- 33 兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例
- 34 兵庫県立学校授業料等徴収条例
- 35 兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例
- 36 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例
- 37 兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例
- 38 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例
- 39 兵庫県立海洋体育館の設置及び管理に関する条例
- 40 兵庫県立文化体育館の設置及び管理に関する条例
- 41 兵庫県立総合体育館の設置及び管理に関する条例
- 42 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例
- 43 兵庫県立弓道場の設置及び管理に関する条例
- 44 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例
- 45 兵庫県立奥猪名健康の郷の設置及び管理に関する条例
- 46 兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例
- 47 兵庫県立武道館の設置及び管理に関する条例
- 48 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例
- 49 警察手数料徴収条例
- 50 兵庫県病院事業の設置等に関する条例

●**兵庫県税条例の一部を改正する条例**（条例第7号）

地方税法の一部改正に伴い、個人県民税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税、県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税及び自動車税に係る規定について所要の整備を行うこととした。

●**過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例**（条例第8号）

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税を免除する特例について引き続き行うこととし、課税免除の対象となる業種を見直した上で、過疎地域における県税の課税免除に関する条例の有効期限を6年間延長することとした。

●**部制条例の一部を改正する条例**（条例第9号）

阪神・淡路大震災により被害を受けた地域における高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくり等の復興に引き続き取り組むとともに、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、次の災害への備えに生かす取組をさらに推進するため、企画県民部の事務の特例の期間を平成27年3月31日まで延長することとした。

●**附属機関設置条例の一部を改正する条例**（条例第10号）

行財政構造改革推進方策の趣旨を踏まえ、附属機関の効率的な運用を図るため、次のとおり附属機関の統合を行うことに伴い、所要の整備を行うこととした。

- 1 情報公開審査会及び個人情報保護審議会を統合し、情報公開・個人情報保護審議会とする。
- 2 まちづくり政策審議会及び大規模小売店舗等立地審議会を統合し、まちづくり審議会とする。

●兵庫県職員定数条例及び企業庁職員定数条例の一部を改正する条例（条例第11号）

知事及び教育委員会の事務部局の職員、警察官以外の警察の職員並びに企業庁の職員の定数を削減し、警察官の定数を増員することとした。

●特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 給料月額の特例

給料月額は、知事にあつては100分の20、副知事にあつては100分の15、公営企業及び病院事業の管理者並びに教育長にあつては100分の10、その他の特別職に属する常勤の職員にあつては100分の7に相当する額を減じた額とする特例を、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に支給する給料について引き続き実施することとした。

2 期末手当の特例

(1) 期末手当の額は、知事にあつては100分の10、副知事にあつては100分の7、公営企業及び病院事業の管理者並びに教育長にあつては100分の5、その他の特別職に属する常勤の職員にあつては100分の3に相当する額を減じた額とする特例を、平成22年6月及び12月に支給する期末手当について引き続き実施することとした。

(2) 期末手当基礎額の加算額に係る加算割合は、3分の2に相当する割合を減じた割合とする特例を、平成22年6月及び12月に支給する期末手当について引き続き実施することとした。

●職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第13号）

国家公務員の退職手当制度との均衡を考慮し、退職をした者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をした場合において、退職手当の返納を命ずることができるようにする等職員の退職手当に係る支給制限、返納等の制度について、所要の整備を行うこととした。

1 退職手当の支給制限及び返納制度の拡充

(1) 退職後、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為が発覚した場合等に、退職手当支給前であれば支給を差止め又は制限し、退職手当支給後であれば返納を命ずることができることとする。

(2) (1)の場合で既に職員が死亡している場合は、退職手当支給前であれば遺族等に対して支給を差止め又は制限し、退職手当支給後であれば遺族等に返納又は納付を命ずることができることとする。

2 人事委員会への意見聴取

1の処分を行う際に、人事委員会への意見聴取を行わなければならないこととする。

3 退職手当の一部支給及び一部返納制度の創設

懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限及び返納に際しては、非違行為の性質などを考慮して退職手当の一部支給又は一部返納ができることとする。

●兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 経営に関する高度で専門的な職業能力を有する人材の養成を行うため、兵庫県立大学の大学院に経営研究科を設置することとした。

2 経済経営研究所の名称を政策科学研究所に改めるとともに、設置の目的を地域の政策に関する総合研究に改めることとした。

3 播磨科学公園都市学術情報館の名称を播磨光都学術情報館に改めることとした。

●兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例（条例第15号）

自然災害による被災者の生活基盤の早期回復を促し、被災地域の早期再生を図るため、住宅に存する家財について、当該住宅が自然災害により一定の被害を受けた場合に共済給付金を給付する制度を創設することとした。

1 定義

次に掲げる用語の意義を、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 住宅所有者 県の区域内に住宅を所有する者（国、地方公共団体その他規則で定める法人を除く。）をいう。

(2) 居住者 県の区域内に存する住宅に居住する者（住宅所有者を除く。）をいう。

2 加入

(1) 住宅所有者又は居住者は、その居住する住宅に存する家財について、兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」という。）に加入することができるものとする。

(2) (1)による共済制度への加入は、1戸の住宅に存する家財について、1の加入に限りすることができるも

のとする。

3 共済負担金

2(1)により家財について加入する場合における共済負担金の額は、1戸の住宅に存する家財につき年額1,500円とし、新たに共済制度に加入する場合は、1戸の住宅に存する家財につき月額150円に、加入しようとする日の属する月からその年度(4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。)の3月までの月数を乗じて得た額(その額が1,500円を超えるときは、1,500円)とする。

4 共済給付金

2(1)による加入に係る住宅が自然災害により被害を受け、その被害について、規則で定めるところにより、全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の認定を受けた場合において、生活に必要な家財の購入又は補修をしたときは、当該住宅に係る住宅所有者若しくは住宅所有者であった者又は居住者若しくは居住者であった者に対し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の共済給付金を給付するものとする。

区 分	給付額
1 当該住宅が全壊の認定を受けたものである場合	50万円
2 当該住宅が大規模半壊の認定を受けたものである場合	35万円
3 当該住宅が半壊の認定を受けたものである場合	25万円
4 当該住宅が床上浸水の認定を受けたものである場合	15万円

5 加入者の地位の承継

2(1)による加入に係る家財を利用する住宅所有者又は居住者は、加入者の転出その他の理由を付して財団法人兵庫県住宅再建共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができるものとする。

●兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第16号)

兵庫県立リハビリテーションセンターが行う業務に、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業を行う事業所として、居宅における老人等の介護のために必要なリハビリテーションを行うことを追加する等所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立淡路香りの公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例(条例第17号)

兵庫県立淡路香りの公園(以下「香りの公園」という。)の施設が、淡路市立施設として管理運営されることにより、一層の利用の促進及び経営の効率化が図られ、より一層地域住民の福祉の増進に資することができるよう、香りの公園の施設を淡路市に譲渡することとし、県立施設としての香りの公園を廃止することとした。

●国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例(条例第18号)

国営土地改良事業に要する費用は、国、県、市町及び農業者が応分に負担することとされている。

このたび、国が実施する事業における国と地方との役割分担のあり方の見直しの中で、国営土地改良事業において、地方が負担する負担金の割合が引き下げられることとなった。

これを踏まえ、国営土地改良事業に係る地方が負担する負担金について、県、市町及び農業者の間の負担割合を見直すことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 国と地方との役割分担のあり方の見直しの中で、国営土地改良事業その他の国の直轄事業において都道府県等が負担する負担金のうち事務費に係るものが廃止されることの趣旨を踏まえ、県営土地改良事業においても、農業者から徴収する分担金のうち事務費に係るものを廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

2 農業生産法人等育成緊急整備事業及び農地集積加速化基盤整備事業を経営体育成基盤整備事業に統合することに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立自然公園条例及び環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例(条例第20号)

自然公園法及び自然環境保全法の一部改正により、これらの法律の目的として生物の多様性の確保に寄与することが追加されるとともに、国立公園等において規制される行為として当該区域が本来の生息地でない動物を放つ等の行為が追加され、生態系の維持又は回復を図るための事業の制度が創設されること等に伴い、兵庫県立自然公園及び兵庫県自然環境保全地域についても、生物の多様性の確保に寄与するための規制を行い、生態系の維持及び回復を図るための事業を行うこととするため、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第21号)

行財政構造改革推進方策の趣旨を踏まえた自主財源の確保策の一環として、都市公園内の野球場等で広告を

掲示することに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第22号）

知的障害者等が住居において共同生活を営み、これに食事の提供等の日常生活上の援助を行うグループホーム事業を行う社会福祉法人、配偶者からの暴力の被害者等の使用を許可することができる兵庫県営住宅に特別賃貸県営住宅を追加することとし、普通県営住宅と同様に許可使用に関する手続を定めることとした。

●**兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例**（条例第23号）

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を107人増員することとした。

●**兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第24号）

淡路圏域の中核的な病院として高度専門医療を担っている兵庫県立淡路病院において、内科や外科の心臓疾患医療の専門医が連携して総合的な質の高い治療を提供する体制を整備し、心臓疾患医療の一層の充実を図るため、兵庫県立淡路病院の診療科目について心臓血管外科を追加することとした。

●**兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例**（条例第25号）

病院事業の職員の定数を増員することとした。

●**兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第26号）

電力自由化の進展による公営電気事業者の役割の変化等を踏まえ、電気事業を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

条 例

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 6 号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第 1 条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 建物使用料の款専用使用の項自動販売機その他これに類するものの目中「一般競争入札又は指名競争入札に付して最高の価格をもって申込みをした者に対して使用を許可する場合にあつては当該最高の価格に相当する金額、その他の場合にあつては」を削り、同表備考 2 の次に次のように加える。

3 この表に掲げる金額にかかわらず、一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して使用を許可する場合にあつては、公衆電話所その他これに類するもの若しくはその他のものに係る土地使用料の額又は建物使用料の額は、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額とする。

別表第 2 健康福祉事務所使用料及び手数料の款中「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第 1 医科診療報酬点数表及び別表第 2 歯科診療報酬点数表（以下）を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第 2 項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定に基づく厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第 1 項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これを）」に改める。

別表第 3 の 8 の部(1)の款中「18,000円」を「19,200円」に改め、同表26の部(4)の款中「、スレート施工」を削る。

別表第 4 の 8 の 2 の部を次のように改める。

8 の 2 政治資金規正法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(1) 少額領収書等の写しに係る写しの交付手数料	政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下この部において「法」という。）第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	用紙 1 枚につき 10円

(2) 収支報告書又は政治資金監査報告書の写しの交付手数料	法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書又は政治資金監査報告書の写しの交付	用紙1枚につき 10円
-------------------------------	---	----------------

別表第4の22の部(1)の款中「18,000円」を「19,200円」に改め、同部中(5)の款を(6)の款とし、(4)の款を削り、(3)の款を(5)の款とし、(2)の款を(4)の款とし、(1)の款の次に次のように加える。

(2) 2級建築士免許証又は木造建築士免許証書換え交付手数料	法第11条第2項の規定に基づく2級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付	5,900円
(3) 2級建築士免許証又は木造建築士免許証再交付手数料	法第11条第2項の規定に基づく2級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付	5,900円

別表第4の37の部(1)の款中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同部(2)の款中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同表37の2の部国定公園特別地域又は特別保護地区内行為許可申請手数料の款中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第14条第3項」を「第21条第3項」に改め、同表58の部(20)の款中「第140条の29」を「第140条の43第1項」に、「特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスを」を「省令第140条の44第1号トからヲまでに掲げるサービスを」に、「25,000円」を「20,000円」に、「特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスに」を「サービスのうち省令第140条の44第1号トからヲまでに掲げるサービスに」に、「30,000円」を「24,000円」に改め、同表62の部を次のように改める。

62 土壌汚染対策法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(1) 汚染土壌処理業許可申請手数料	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この部において「法」という。）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	240,000円
(2) 汚染土壌処理業許可更新申請手数料	法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	224,000円
(3) 汚染土壌処理施設等変更許可申請手数料	法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理施設の種別、構造若しくは処理能力又はその処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更の許可の申請に対する審査	222,000円
(4) 汚染土壌処理業許可証書換え交付手数料	汚染土壌処理業の許可証の書換え交付	2,000円

別表第5の4の部手数料の款の次に次のように加える。

2級建築士免許手数料又は木造建築士免許手数料	建築士法（以下この部において「法」という。）第4条第2項又は第3項の規定に基づく2級建築士の免許又は木造建築士の免許	法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関
------------------------	--	----------------------------

2級建築士免許証又は木造建築士免許証書換え交付手数料	法第11条第2項の規定に基づく2級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付	法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関
2級建築士免許証又は木造建築士免許証再交付手数料	法第11条第2項の規定に基づく2級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付	法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関

別表第5の4の部2級建築士試験手数料又は木造建築士試験手数料の款中「建築士法（以下この部において「法」という。）を「法」に、「第15条の17第1項」を「第15条の6第1項」に改め、同款の次に次のように加える。

建築士事務所登録手数料	法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録	法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関
建築士事務所登録更新手数料	法第23条第3項の規定に基づく建築士事務所の登録の更新	法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関

（兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例（昭和38年兵庫県条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額（一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額）	
------	---	--

（兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例（昭和43年兵庫県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表中

「

事務室	1平方メートル当たり1月につき800円の範囲内で規則で定める額
-----	---------------------------------

」

を

「

事務室	1平方メートル当たり1月につき800円の範囲内で規則で定める額
利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1土地使用料の款その他のものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額

」

に改める。

(兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表西播磨文化会館の部に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額(一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額)	
------	---	--

別表淡路文化会館の部に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額(一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額)	
------	---	--

(兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例(昭和53年兵庫県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表備考の欄2中「あつては」を「あつては」に改め、同表中

「

附属設備	別に規則で定める額	
------	-----------	--

」

を

「

利便施設	使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
附属設備	別に規則で定める額	

」

に改める。

(兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
------	--	--

（阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例（平成14年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第8条関係）

区分	基準額 (1人1回につき)		備考	
	個人	団体		
観 覧 施 設	一般	円 600	円 480	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
	大学生	450	360	
	高校生	300	240	

別表第2中

「

附属設備	別に規則で定める額	
------	-----------	--

」

を

「

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
附属設備	別に規則で定める額	

」

に改める。

（兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条を第9条とし、第4条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

（利用の許可及び使用料の納付）

第4条 別表に掲げるセンターの施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、同表に定める使用料を納めなければならない。

（使用料の免除）

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第6条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第4条の許可を受けたとき。
- (2) センターの設置の目的又は第4条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的にセンターの施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) センターの管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第4条関係)

区分	使用料
利便施設	使用料及び手数料徴収条例 (平成12年兵庫県条例第12号) 別表第1 建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額 (一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額)

(兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例 (平成17年兵庫県条例第14号) の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

区分	観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 2,000	円 1,600	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
大学生	1,500	1,200	
高校生	1,000	800	

別表第2中

「

工房	1人1時間につき 100円
----	---------------

」

を

「

工房	1人1時間につき 100円
利便施設	使用料及び手数料徴収条例 (平成12年兵庫県条例第12号) 別表第1 建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額 (一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額)

」

に改める。

(兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例(平成17年兵庫県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表中

「

附属設備	別に規則で定める額
------	-----------

」

を

「

利便施設	使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額
附属設備	別に規則で定める額

」

に改める。

(兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例(平成20年兵庫県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表兵庫県立丹波の森公苑の部中

「

附属設備	別に規則で定める額	
------	-----------	--

」

を

「

利便施設	使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
附属設備	別に規則で定める額	

」

に改める。

(兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例(昭和44年兵庫県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「光都」を「光都1丁目」に改める。

第3条中「もつて」を「もって」に改める。

第7条第3項第1号中「あつては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下)を「あつては、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定に基づく厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下これらを)」に改め、同項第2号及び第3号中「あつては」を「あつては」に改める。

別表第2入院時食事療養料の款中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」を「健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)又は高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」に改める。

別表第3告示に掲げるものの料金の款中「(大正11年法律第70号)」を削る。

(兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和50年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「もつて」を「もって」に改める。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表中

「

大会議室	A	円 4,900	円 9,000	円 7,400	円 13,100	円 15,800	円 19,600
	B	2,500	4,500	3,700	6,500	7,900	9,800
小会議室		1,700	2,900	2,400	4,300	5,100	6,300
和室会議室	A	800	1,400	1,200	2,100	2,500	3,100
	B	400	700	600	1,100	1,300	1,500

」

を

「

多目的ホール	A	円 4,900	円 8,800	円 7,400	円 13,200	円 15,700	円 19,600
	B	3,400	6,200	5,200	9,300	11,000	13,800
	C	1,700	3,100	2,600	4,600	5,500	6,900
大会議室		3,300	6,000	5,000	9,000	10,600	13,300
中会議室		1,700	3,100	2,600	4,600	5,500	6,900
小会議室		900	1,500	1,300	2,300	2,800	3,400

」

に改め、同表団体専用室の款の次に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額
------	--

(兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例(昭和51年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表中

「

附属設備	別に規則で定める額	
------	-----------	--

」

を

「

利便施設	使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
附属設備	別に規則で定める額	

」

に改める。

(兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例(平成10年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表1の部中

宿泊室		1人1泊につき2,500円の範囲内で規則で定める額	1 「1泊」とは、16時から翌日の10時までの利用をいう。 2 ロッジ1棟全部を金曜日及び土曜日以外の日(翌日が休日でない日に限る。)に利用する場合は、左欄に掲げる額の範囲内で規則で定める額とする。 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
ロ ッ ジ	1棟全部を利用する場合	1棟1泊につき 18,900円	
	1室のみを利用する場合	1人1泊につき2,000円の範囲内で規則で定める額	

を
「

宿泊室		1人1泊につき9,400円の範囲内で規則で定める額	1 「1泊」とは、16時から翌日の10時までの利用をいう。 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
ロ ッ ジ	1棟全部を利用する場合	1棟1泊につき23,600円の範囲内で規則で定める額	
	1室のみを利用する場合	1人1泊につき2,500円の範囲内で規則で定める額	
利便施設		使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額(一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額)	

に改める。

(兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年兵庫県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項の表診療所の利用者の項中「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下)を「健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定に基づく厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下これらを)」に改める。

別表告示に掲げるものの料金の款中「(大正11年法律第70号)」を削る。

(兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例(平成18年兵庫県条例第26号)の一部を

次のように改正する。

別表1の部に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1 土地使用料の款公衆電話所その他これに類するものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額（一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額）	
------	---	--

（兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例（昭和37年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もって」に改める。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表備考の欄5中「よつて」を「よって」に改め、同表に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1 建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
------	---	--

（兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第19条 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例（昭和51年兵庫県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1 土地使用料の款公衆電話所その他これに類するものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
------	--	--

（兵庫県立産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第20条 兵庫県立産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1 建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
------	---	--

（兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第21条 兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例（昭和63年兵庫県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表1の部中

附属設備	別に規則で定める額	
------	-----------	--

を

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1土地使用料の款公衆電話所その他これに類するものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
附属設備	別に規則で定める額	

に改める。

（兵庫県立西はりま天文台公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第22条 兵庫県立西はりま天文台公園の設置及び管理に関する条例（平成2年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1土地使用料の款その他のものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
------	---	--

（兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第23条 兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表中

附属設備	別に規則で定める額	
------	-----------	--

を

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
附属設備	別に規則で定める額	

に改める。

（兵庫県立東はりま日時計の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第24条 兵庫県立東はりま日時計の丘公園の設置及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表中

附属設備	別に規則で定める額	
------	-----------	--

を

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
附属設備	別に規則で定める額	

に改める。

（兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第25条 兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表1の部中

選手控室	1時間につき 250円
------	-------------

を

選手控室	1時間につき 250円
利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額

に改める。

（兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第26条 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例（平成11年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表第1淡路夢舞台公苑の款温室の項を次のように改める。

温室	一般	個人	1人1回につき500円	1 「生徒」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
		団体	1人1回につき400円	

	生徒	個人	1人1回につき250円	3 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が利用する場合は、無料とする。
		団体	1人1回につき200円	

別表第1 淡路夢舞台公苑の款の次に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1 建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
------	---	--

別表第2 を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

区分		基準額		備考	
淡路夢舞台公苑	温室	一般	個人	1人1回につき1,500円	1 「生徒」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 3 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が利用する場合は、無料とする。
			団体	1人1回につき1,200円	
	生徒	個人	1人1回につき750円		
		団体	1人1回につき600円		

（兵庫県立ふるさとの森公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第27条 兵庫県立ふるさとの森公園の設置及び管理に関する条例（平成15年兵庫県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料金）

第8条 第4条の規定により別表に掲げる森公園の施設の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（利用の許可）

第4条 別表に掲げる森公園の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（許可の取消し）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。

(2) 森公園の設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に森公園の施設を利用し、又は利用しようとするとき。

(3) 森公園の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 森公園の管理者の指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、森公園の管理上支障があるとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条、第8条関係）

区分	基準額
利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額

（兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第28条 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例（昭和51年兵庫県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「あつては」を「あつては」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表第1中

「

フラワーホール	900	1,700	2,600
---------	-----	-------	-------

」

を

「

フラワーホール	900	1,700	2,600
利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1土地使用料の款公衆電話所その他これに類するものの項若しくはその他のものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額		

」

に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

区分	基準額（1人につき）		備考
	個人	団体	
一般	円 500	円 400	1 「生徒」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 3 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が入園する場合は、無料とする。
生徒	250	200	

別表第3（第10条関係）

区分	基準額（1人につき）		備考
	個人	団体	
一般	円 1,000	円 800	1 「生徒」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 3 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が入園する場合は、無料とする。
生徒	500	400	

（兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第29条 兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表1の部中

森の小劇場	1日につき 2,500円
-------	--------------

を

展示室	1日につき 5,600円
森の小劇場	1日につき 2,500円

に改め、同部に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1土地使用料の款公衆電話所その他これに類するものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
------	---	--

（兵庫県楽農生活センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第30条 兵庫県楽農生活センターの設置及び管理に関する条例（平成18年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1土地使用料の款公衆電話所その他これに類するものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
------	---	--

（兵庫県立都市公園条例の一部改正）

第31条 兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表第2架空線、橋りよう、索道等上空に設けるものの款中「橋りよう」を「橋りょう」に改める。

別表第3の2の部海上展望施設の款中「障害者及び県内に住所を有し、又は県内の学校に在学する児童等」を「児童等及び障害者」に、「県外に住所を有し、かつ、県外の学校に在学する児童等」を「高等学校及びこれに準ずる学校の生徒（以下「高校生」という。）」に改め、同部に次のように加える。

和風住宅	1人1回につき	100円(20人以上の団体で利用する場合は、80円)。ただし、就学前の者、児童等及び障害者が利用する場合は無料とし、高校生が利用する場合は50円(20人以上の団体で利用する場合は、40円)とする。
西洋館	1人1回につき	100円(20人以上の団体で利用する場合は、80円)。ただし、就学前の者、児童等及び障害者が利用する場合は無料とし、高校生

		が利用する場合は50円（20人以上の団体で利用する場合は、40円）とする。
--	--	---------------------------------------

別表第3の4の部ばら園の款中「障害者及び県内に住所を有し、又は県内の学校に在学する児童等」を「児童等及び障害者」に、「県外に住所を有し、かつ、県外の学校に在学する児童等」を「高校生」に改め、同表12の部運動施設の款屋内テニスコートの項の次に次のように加える。

屋外テニスコート	興行のために利用する場合		1面につき1回	53,000円
	興行のため以外に利用する場合	専用に利用するとき。	1面につき1時間	2,200円
		共同で利用するとき。	1人1回につき半日	1,000円

別表第3の12の部備考中「屋内テニスコート又は」を「屋内テニスコート、屋外テニスコート又は」に、「屋内テニスコートに」を「屋内テニスコート又は屋外テニスコートに」に改める。

（兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第32条 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例（平成6年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表第3建築物の款営業用施設の項中「営業用施設」を「利便施設」に改める。

（兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第33条 兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とし、第9条の次に次の4条を加える。

（利用の許可及び使用料の納付）

第10条 別表に掲げる学校の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、同表に定める使用料を納めなければならない。

（使用料の免除）

第11条 知事は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第12条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（許可の取消し）

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第10条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第10条の許可を受けたとき。
- (2) 学校の設置の目的又は第10条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に学校の施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 学校の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 学校の管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校の管理上支障があるとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

区分	使用料

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額（一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額）
------	---

（兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部改正）

第34条 兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第6条第1項中「を除く」の右に「。以下この項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による高等学校及び中等教育学校の授業料の徴収は、高等学校（専攻科を除く。）又は中等教育学校在学する者のうち既に高等学校若しくは中等教育学校又はこれらと同等の学校を卒業し、又は修了したことがある者及び高等学校の専攻科に在学する者に限り、行うものとする。

第9条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定による受講料の徴収は、高等学校の通信制の課程に在学する者のうち既に高等学校若しくは中等教育学校又はこれらと同等の学校を卒業し、又は修了したことがある者に限り、行うものとする。

（兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第35条 兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例（昭和43年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
------	--	--

（兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第36条 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例（昭和45年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分	観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 500	円 400	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
大学生	400	320	4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
高校生	250	200	5 常時展示している美術品と特別に展示している美術品とを併せて観覧する場合は、左欄に掲げる個人で観覧するときのそれぞれの額の5分の3の額とする。

別表第2 (第5条関係)

区分	特別展示観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 2,000	円 1,600	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
大学生	1,500	1,200	
高校生	1,000	800	

別表第3に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額(一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額)
------	---

別表第4収蔵庫の款の次に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額
------	--

(兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第37条 兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和49年兵庫県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(施設の利用)

第6条 別表に掲げる図書館の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、同表に定める使用料を納めなければならない。

2 教育委員会は、前項の利用の許可を受けた者が図書館の管理上支障がある行為をするおそれがあると認めるとき、又は当該施設を他人に転貸したと認めるときは、同項の利用の許可を取り消し、又は当該施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第6条関係)

区分	使用料
利便施設	使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額(一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額)

(兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第38条 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(昭和57年兵庫県条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

区分	観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 200	円 150	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
大学生	150	100	
高校生	100	70	

別表第2 (第5条関係)

区分	特別展示観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 2,000	円 1,600	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
大学生	1,500	1,200	
高校生	1,000	800	

別表第3に次のように加える。

<p>利便施設</p>	<p>使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額（一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額）</p>
-------------	--

(兵庫県立海洋体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第39条 兵庫県立海洋体育館の設置及び管理に関する条例（昭和59年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表に次のように加える。

<p>利便施設</p>	<p>使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額</p>	
-------------	---	--

(兵庫県立文化体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第40条 兵庫県立文化体育館の設置及び管理に関する条例（昭和60年兵庫県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表1の部備考の欄6中「あつては」を「あつては」に改め、同部に次のように加える。

<p>利便施設</p>	<p>使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額</p>	
-------------	---	--

別表2の部備考の欄1中「あつては」を「あっては」に改め、同欄4から6までの規定中「よつて」を「よつて」に改める。

(兵庫県立総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第41条 兵庫県立総合体育館の設置及び管理に関する条例(昭和60年兵庫県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表1の部備考の欄6中「あつては」を「あっては」に改め、同部宿泊施設の款の次に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
------	--	--

別表2の部備考の欄1中「あつては」を「あっては」に改め、同欄3及び4中「よつて」を「よつて」に改める。

(兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第42条 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例(昭和62年兵庫県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表第1の1の部備考の欄1中「。ただし、入場税法(昭和29年法律第96号)の規定により入場税を免除された場合は、この限りでない」を削り、同部中

「

附属設備	別に規則で定める額	
------	-----------	--

」

を

「

利便施設	使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
附属設備	別に規則で定める額	

」

に改め、同表2の部備考の欄1中「含む」の右に「。以下同じ」を加え、同欄3中「よつて」を「よつて」に改める。

別表第2美術展示室の項を次のように改める。

美術展示室	350円(高校生が利用する場合は、180円)の範囲内で規則で定める額	300円(高校生が利用する場合は、150円)の範囲内で規則で定める額	1 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 3 小学校の児童及び中学校の生徒並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
-------	------------------------------------	------------------------------------	---

(兵庫県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第43条 兵庫県立弓道場の設置及び管理に関する条例(昭和63年兵庫県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第8条関係）

区分	基準額			備考	
	開館時刻から12時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで		
弓道場	専用利用	2,400円	3,100円	5,500円	小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）が利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。この場合において、2分の1の額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
	共同利用	1人2時間につき150円。ただし、2時間を超える場合は、1時間につき100円を加算した額とする。			
利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額				

（兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第44条 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例（平成4年兵庫県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分	観覧料 （1人につき）		備考
	個人	団体	
一般	円 200	円 150	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
大学生	150	100	
高校生	100	70	

別表第2（第5条関係）

区分	特別展示観覧料 （1人につき）		備考
	個人	団体	
一般	円 2,000	円 1,600	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
大学生	1,500	1,200	
高校生	1,000	800	

別表第3 ホールの款の次に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算
------	--

	定した額（一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額）	
--	---	--

（兵庫県立奥猪名健康の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第45条 兵庫県立奥猪名健康の郷の設置及び管理に関する条例（平成4年兵庫県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表1の部に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
------	--	--

（兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第46条 兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例（平成6年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表生活棟の款使用料の欄を次のように改める。

1人1泊につき950円の範囲内で教育委員会規則で定める額

別表に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額（一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額）	
------	---	--

（兵庫県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第47条 兵庫県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成14年兵庫県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項に次のただし書を加える。

ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

別表1の部に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
------	--	--

（兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第48条 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例（平成19年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分	観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 200	円 160	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
大学生	150	120	
高校生	100	80	

別表第2 (第5条関係)

区分	特別展示観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 2,000	円 1,600	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
大学生	1,500	1,200	
高校生	1,000	800	

別表第3に次のように加える。

利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額（一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額）
------	---

（警察手数料徴収条例の一部改正）

第49条 警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表8の部(1)の項及び(2)の項中「第49条の2第4項」を「第49条の3第4項」に改める。

（兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第50条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

拗音に用いられている「ゆ」を「ゆ」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条第2項中「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下）を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定に基づく厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを）」に改める。

附則第3項第1号中「（大正11年法律第70号）」を削り、同項第7号を次のように改める。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表入院時食事療養料の款中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」を「健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）又は高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の26の部並びに別表第4の8の2の部及び37の部の改正規

定、同表58の部(20)の款の改正規定（「第140条の29」を「第140条の43第1項」に改める部分に限る。）並びに同条例別表第5の4の部の改正規定（「第15条の17第1項」を「第15条の6第1項」に改める部分に限る。）並びに第12条中兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例第2条の改正規定 公布の日

(2) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の8の部及び別表第4の22の部の改正規定並びに同条例別表第5の4の部の改正規定（「第15条の17第1項」を「第15条の6第1項」に改める部分を除く。） 平成22年6月1日

(3) 第3条、第5条及び第6条の規定、第7条中阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例第8条第3項にただし書を加える改正規定及び同条例別表第2の改正規定、第11条の規定、第13条中兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例第7条第3項にただし書を加える改正規定及び同条例別表に便利施設の款を加える改正規定、第14条、第18条、第19条及び第21条から第25条までの規定、第26条中兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例第8条第3項にただし書を加える改正規定及び同条例別表第1に便利施設の款を加える改正規定、第27条の規定、第28条中兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例第10条第3項にただし書を加える改正規定及び同条例別表第1の改正規定、第29条中兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例第7条第3項にただし書を加える改正規定及び同条例別表1の部に便利施設の款を加える改正規定、第30条、第32条及び第35条の規定、第36条中兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例第13条第3項にただし書を加える改正規定及び同条例別表第4に便利施設の款を加える改正規定、第39条から第41条までの規定、第42条中兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例第8条第3項にただし書を加える改正規定及び同条例別表第1の1の部の改正規定（便利施設に係る部分に限る。）並びに第43条、第45条及び第47条の規定 規則で定める日

(4) 第13条中兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の改正規定（同表大会議室の款から和室会議室の款までを改める部分に限る。）及び第29条中兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例別表1の部の改正規定（展示室及び森の小劇場に係る部分に限る。） 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日

(5) 第31条中兵庫県立都市公園条例別表第3の2の部に和風住宅の款及び西洋館の款を加える改正規定 公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日

(6) 第31条中兵庫県立都市公園条例別表第3の12の部運動施設の款に屋外テニスコートの項を加える改正規定及び同部備考の改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(7) 第36条中兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例別表第2の改正規定 平成22年4月5日

(8) 第49条の規定 平成22年4月19日

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2第1項の規定により知事が定めた計画に従い介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第1項の規定による報告をした者に対する同条第2項の規定による調査を施行日以後に行う場合に係る介護サービス情報調査手数料の額については、第1条の規定による改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第4の58の部(20)の款の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第15条の規定による改正後の兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例別表1の部宿泊室の款及びロッジの款の規定並びに第46条の規定による改正後の兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例別表生活棟の款の規定は、施行日以後にこれらの条例の規定に基づき施設の利用の許可を受けた者に係る使用料の額について適用する。



兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第7号

兵庫県税条例の一部を改正する条例

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

本則中促音に用いられている「つ」を「っ」に、拗音に用いられている「よ」を「ょ」に、拗音に用いられ

ている「ゆ」を「ゅ」に改め、附則（附則第21条の5及び附則第22条第6項を除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に、拗音に用いられている「ゆ」を「ゅ」に改める。

第27条第2項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第33条第2項中「、第72条の30第1項又は第72条の31第1項」を「又は第3項」に改める。

第33条の2第1項第1号ウ及び第2項並びに第34条第1項及び第3項中「及び清算所得」を削る。

第36条第1項第3号中「(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合においては、その行われる日の前日まで)」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 法第72条の29第3項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該法人の当該事業年度終了の日から1月以内（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）

第36条第1項第5号を削る。

第68条中「1,074円」を「1,504円」に改める。

第127条中「第62条第1項に規定する検査の申請をしようとする者」を「第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者」に改める。

附則第9条の7中「平成19年度及び平成20年度」を「平成22年度」に改め、「、同号中「3,000円」とあるのは「4,000円」とし、平成21年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る同号の規定の適用については」を削る。

附則第15条第1項中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第2項中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「附則第6条の17第4項」を「附則第6条の17第2項」に改める。

附則第15条の2中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第20条を次のように改める。

第20条 削除

附則第21条中「511円」を「716円」に改める。

附則第21条の2の見出し中「税率の特例」を「非課税の範囲」に改め、同条第1項中「第5項」を「次条第4項」に、「第6項各号」を「同条第5項各号」に、「第7項」を「同条第6項」に、「第8項各号」を「同条第7項各号」に、「第9項第3号」を「同条第8項第3号ア」に改め、同条第2項から第13項までを削り、同条の次に次の3条を加える。

（自動車取得税の税率の特例）

第21条の2の2 自家用の自動車（第91条の自動車をいう。以下この条から附則第21条の2の4までにおいて同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第94条の規定にかかわらず、当分の間、100分の5とする。

2 第8項第1号、第2号若しくは第3号イに掲げる軽油自動車又は附則第21条の2の4第1項に規定する第1種省エネルギー自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前条の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前条又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条及び附則第21条の2の4において「車両総重量」という。）が3.5トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 条に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第21条の2の4第1項第1号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則第 条に規定するもの（以下この号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第21条の2の4において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則第1条に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第21条の2の4において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

(2) 附則第21条の2の4第2項に規定する第2種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で施行規則第1条に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第1条に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則第1条に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第1条に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則第1条に規定するもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第1条に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第1条に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.6（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあっては、100分の2.7）を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第1条に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第1条に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第1条に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第1条に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であって初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前3項又は附則第21条の2の4第1項若しくは第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年8月31日（第2号に掲げる自動車にあつては、平成23年8月31日）までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号又は第3号イに掲げる軽油自動車にあつては100分の1、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1）を、第3号アに掲げる軽油自動車にあつては100分の0.5をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第 条に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則第 条に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第 条に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則第 条に規定するもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

ア 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第 条に規定するもの（以下この号において「平成21年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、平成21年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則第 条に規定するもの

（自動車取得税の免税点の特例）

第21条の2の3 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第95条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第21条の2の4 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種省エネルギー自動車の取得（附則第21条の2の2第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第93条の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則第 条に規定するもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則第 条に規定するもの

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種省エネルギー自動車の取得（附則第21条の2の2第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第93条の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則第 条に規定するもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則第 条に規定するもの

3 前2項の規定は、第97条第1項又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則第 条に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第21条の5中「平成30年3月31日までに第101条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第102条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第101条第6項の規定に該当するに至った場合における」を削り、「かかわらず」の右に「、当分の間」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第21条の6 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第101条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第102条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第101条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第101条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第102条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第101条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則第22条第1項中「施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。」を「施行規則第 条に規定するものをいう。第3項及び」に、「同条第2項に規定するものをいう。」を「施行規則第 条に規定するものをいう。第3項及び」に、「同条第3項に規定するもの及び」を「施行規則第 条に規定するもの及び」に、「同条第4項」を「施行規則第 条」に、「同条第3項に規定するもの(第3項において「電気自動車等」という。)」を「施行規則第 条に規定するもの」に改め、同項第1号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同項第2号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同条第3項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第116条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この号及び次項において「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則第 条で定めるもの(以下この号及び次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則第 条で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第 条で定めるもの(以下この号及び次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則第 条で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則第 条で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第 条で定めるものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施

行規則第 条で定めるものをいう。)

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が施行規則第 条で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則第 条で定めるもの(次項及び第5項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則第 条で定めるもの附則第22条第4項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則第 条に規定するもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則第 条に規定するもの

附則第22条第6項中「100分の110」を「100分の115」に、「第3項」を「第4項」に、「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「あつては平成19年度分」を「あつては平成22年度分」に改め、「当該自動車は平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り」を削り、同条第7項を削り、同条第8項中「前2項」を「前項」に、「前項」とあるのは「附則第22条第6項及び第7項」を「前項」とあるのは「附則第22条第6項」に、「第7項並びに同条第8項において準用する第2項」を「同条第7項において準用する第2項」に、「第1項」とあるのは「附則第22条第6項及び第7項」を「第1項」とあるのは「附則第22条第6項」に、「第7項並びに同条第8項において準用する前条第2項」を「同条第7項において準用する前条第2項」に改め、同項を同条第7項とする。

附則第32条の2第2項中「株式等(附則第32条の4)」の右に「及び附則第33条の2」を加える。

附則第33条の次に次の1条を加える。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第33条の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合は、政令第 条で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令第 条で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同条第4項第1号に掲げる移管、交付又は廃止があった非課税口座を有する県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、交付又は廃止があった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、交付又は廃止があった非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等(同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいう。)の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第32条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

附則第44条第1項中「及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条、第33条、第33条の2、第34条、第36条、第68条、附則第21条及び附則第44条の改正規定並びに附則第3項及び附則第5項から附則第10項までの規定 平成22年10月1日
- (2) 附則第32条の2の改正規定及び附則第33条の次に1条を加える改正規定 平成25年1月1日
(県民税に関する経過措置)
- 2 改正後の兵庫県税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第9条の7の規定は、平成22年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費について適用し、平成21年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。
(事業税に関する経過措置)
- 3 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成22年10月1日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正後の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の6に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散した法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立（所得税法等改正法第2条の規定による改正前の法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立をいう。）が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 4 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(県たばこ税に関する経過措置)
- 5 平成22年10月1日（次項及び第7項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 6 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（改正後の条例第65条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び附則第10項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
 - (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき430円
 - (2) 改正後の条例附則第21条に規定する紙巻たばこ 1,000本につき205円
- 7 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。
 - (1) 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - (2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - (3) その他参考となるべき事項
- 8 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。
- 9 附則第6項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第67条第2項の規定中「前項」とあるのは「兵庫県税条例の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第7号）附則第6項」と読み替えて、改正後の条例の県たばこ税に関する部分（改正後の条例第68条の2、第68条の4及び第68条の5の規定を除く。）を適用する。

10 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第6項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、改正後の条例第68条の5の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が改正後の条例第68条の4の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車取得税に関する経過措置)

11 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

12 改正後の条例附則第22条の規定は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。



過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第8号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成12年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。
第1条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の事業をいう。)」に改める。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。



部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第9号

部制条例の一部を改正する条例

部制条例(昭和38年兵庫県条例第68号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成22年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第10号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表情報公開審査会の項を次のように改める。

情報公開・個人情報保護 審議会	情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項の調査審議並びに当該事項に 関して必要と認める事項についての建議に関する事務
--------------------	--

第1条第1項の表個人情報保護審議会の項を削り、同表公害審査会の項中「あつせん」を「あっせん」に
改め、同表まちづくり政策審議会の項を次のように改める。

まちづくり審議会	まちづくり基本条例（平成11年兵庫県条例第29号）によるまちづくり基本 方針の決定又は変更に関する重要事項、大規模小売店舗立地法（平成10年 法律第91号）による大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のために行うべき適正な配慮の確保に関する重要事項、大規模 集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例 第40号）による大規模集客施設を設置する者が大規模集客施設と都市機能 との調和を図るために講ずべき対策に関する重要事項その他のまちづくり の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	---

第1条第1項の表大規模小売店舗等立地審議会の項を削る。

附則第3項中「なつた」を「なつた」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成22年11月1日から施行する。ただし、第1条第1項の表まちづくり政策審議会の項の改
正規定及び同表大規模小売店舗等立地審議会の項を削る改正規定、附則第3項の規定（委員会の委員等の報
酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）第1条第69号の2の改正規定、同条第70号の2
及び第70号の3を削る改正規定、同条例別表第1まちづくり政策審議会の項の改正規定、同表大規模小売店
舗等立地審議会の項を削る改正規定、同条例別表第2まちづくり政策審議会の委員の項の改正規定並びに同
表大規模小売店舗等立地審議会の委員及び専門委員の項を削る改正規定に限る。）並びに附則第7項及び第
8項の規定は、同年12月3日から施行する。

（経過措置）

- 次の表の左欄に掲げる機関（以下「旧審議会等」という。）がした建議その他の行為又は旧審議会等に対し
て行っている諮問その他の行為については、この条例の施行の日（旧審議会等のうちまちづくり政策審議会
及び大規模小売店舗等立地審議会にあつては、前項ただし書に規定する日）以後においては、同表の右欄に
掲げる機関（以下「新審議会」という。）がした建議その他の行為又は新審議会に対して行っている諮問その
他の行為とみなす。

情報公開審査会	情報公開・個人情報保護審議会
個人情報保護審議会	
まちづくり政策審議会	まちづくり審議会
大規模小売店舗等立地審議会	

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第44号の4及び第44号の5を次のように改める。

(4)の4 情報公開・個人情報保護審議会

(4)の5 削除

第1条第69号の2を次のように改める。

(6)の2 まちづくり審議会

第1条第70号の2及び第70号の3を削る。

別表第1情報公開審査会の項を次のように改める。

情報公開・個人情報	会長	日額	15,500円
-----------	----	----	---------

保護審議会	副会長	日額	13,000円
	委員	日額	12,500円

別表第1 個人情報保護審議会の項を削り、同表まちづくり政策審議会の項を次のように改める。

まちづくり審議会	会長	日額	15,500円
	副会長	日額	13,000円
	委員	日額	12,500円
	専門委員	日額	12,500円

別表第1 大規模小売店舗等立地審議会の項を削る。

別表第2 情報公開審査会の委員の項中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改め、同表個人情報保護審議会の委員の項を削り、同表まちづくり政策審議会の委員の項中「まちづくり政策審議会の委員」を「まちづくり審議会の委員及び専門委員」に改め、同表大規模小売店舗等立地審議会の委員及び専門委員の項を削る。

(個人情報の保護に関する条例の一部改正)

- 4 個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。
第6条第3項第7号中「個人情報保護審議会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改める。
(情報公開条例の一部改正)
- 5 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。
目次中「審査会」を「審議会」に改める。
第17条の見出し中「審査会」を「審議会」に改め、同条中「情報公開審査会(以下「審査会」という。)」を「情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)」に改める。
第19条第1項中「審査会」を「審議会」に改める。
「第2節 審査会の調査審議の手続」を「第2節 審議会の調査審議の手続」に改める。
第20条(見出しを含む。)、第21条から第27条までの規定及び第32条第2項中「審査会」を「審議会」に改める。

(個人情報の保護に関する条例及び情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。旧審議会等の委員であった者がこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。
(まちづくり基本条例の一部改正)
- 7 まちづくり基本条例(平成11年兵庫県条例第29号)の一部を次のように改正する。
第10条第2項中「まちづくり政策審議会」を「まちづくり審議会」に改める。
(大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の一部改正)
- 8 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例(平成17年兵庫県条例第40号)の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「大規模小売店舗等立地審議会」を「まちづくり審議会」に改める。

~~~~~

兵庫県職員定数条例及び企業庁職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第11号**

**兵庫県職員定数条例及び企業庁職員定数条例の一部を改正する条例**

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

- 第1条 兵庫県職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第5号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「7,726人」を「7,243人」に、「475人」を「451人」に、「12,689人」を「12,732人」に、「11,729人」を「11,777人」に、「960人」を「955人」に、「21,049人」を「20,585人」に改める。  
附則第3項中「平成22年 3月31日」を「平成27年 3月31日」に改める。

(企業庁職員定数条例の一部改正)

第2条 企業庁職員定数条例(昭和41年兵庫県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「241人」を「191人」に改める。

附則第2項中「ひようご情報公園都市整備事業」を「ひようご情報公園都市整備事業」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第12号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

附則第12項中「平成21年」を「平成22年」に改める。

附則第13項中「平成22年3月分」を「平成23年3月分」に改める。

附則第14項中「及び平成21年」を「から平成22年まで」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成21年」を「平成22年」に改める。

附則第11項中「平成22年3月分」を「平成23年3月分」に改める。

附則第12項中「及び平成21年」を「から平成22年まで」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第13号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

本則(第7条の3第2項を除く。)及び附則中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、

養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項中「退職した者」の右に「(第15条第1項各号に掲げる者を含む。)」を加える。

第7条の3第2項中「第9条の2第4項、第11条第3項又は第16条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第11条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「第9条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第15条第1項若しくは第15条の3第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第12条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に、「なった」を「なった」に改め、同条第5項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものをいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第7条の3第5項に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

第8条第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第9条第3項中「第11条第1項各号」を「第15条第1項各号」に改め、同条第5項第1号中「第16条」を「第16条第2項」に改める。

第9条の2の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第4項を削る。

第11条を次のように改める。

#### 第11条 削除

第13条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

第14条を次のように改める。

(定義)

第14条 この条から第15条の7までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第15条の6までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有する機関をいう。

第14条の2を削る。

第15条を次のように改める。

(懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該非違をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を兵庫県公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第15条の2の見出しを「(退職手当の支払の差止め)」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

第15条の2第4項中「一時差止処分を受けた者」を「前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者」に、「第14条」を「第14条第1項」に、「一時差止処分後」を「支払差止処分後」に、「一時差止処分をした者」を「支払差止処分を行った退職手当管理機関」に改め、同条第5項中「任命権者は、一時差止処分について」を「第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に、「第2号」を「第3号」に、「一時差止処分を受けた者」を「当該支払差止処分を受けた者」に、「一時差止処分の目的」を「支払差止処分の目的」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事



件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)  
又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

第15条の2第8項を削り、同条第7項中「一時差止処分を」を「第1項又は第2項の規定による支払差止処分を」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「前項」を「前2項」に、「任命権者」を「当該支払差止処分を行った退職手当管理機関」に、「一時差止処分後」を「当該支払差止処分後」に、「一般の退職手当等の支給」を「当該一般の退職手当等の額の支払」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

第15条の2第9項及び第10項を次のように改める。

- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第13条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

- 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

第15条の2第11項を削る。

第15条の3を次のように改める。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条の3 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との均衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。  
(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。  
(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第15条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。第15条の3の次に次の4条を加える。

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条の4 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第15条の6において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第15条の6において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第15条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第15条の5 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第15条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第15条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第15条の6 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条の4第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職

- 員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条の4第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条の4第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
  - 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条の2第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
  - 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
  - 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
  - 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をし、又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
  - 7 第15条第2項並びに第15条の4第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
  - 8 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条の4第4項の規定による意見の聴取について準用する。  
（人事委員会への意見聴取等）
- 第15条の7 退職手当管理機関は、第15条の3第1項第3号若しくは第2項、第15条の4第1項、第15条の5第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 人事委員会は、第15条の3第2項、第15条の5第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与え

なければならない。

3 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第16条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

職員が退職した場合(第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第16条に次の1項を加える。

3 職員が第9条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定公庫等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定公庫等職員となった場合においては、任命権者が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附則第7条第2項中「第16条」を「第16条第2項」に改める。

附則第9条第1項及び第9条の2中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附則第12条第3項中「第14条の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この」を「前項の」に、「同条第1項」を「第2条の2第1項」に改め、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2条の2第2項から第4項までの規定は、第2項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。  
(公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号)の一部を次のように改正する。

本則(第7条の3第2項を除く。)及び附則中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項中「退職した者」の右に「(第13条第1項各号に掲げる者を含む。)」を加える。

第7条の3第2項中「第8条の2第4項、第9条第3項又は第14条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第9条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第8条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第13条の3第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第10条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条第5項第1号中「退職した者でその勤続期間が」

を「退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものをいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第7条の3第5項に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

第7条の4第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第8条第3項中「第9条第1項各号」を「第13条第1項各号」に改め、同条第5項第1号中「第14条」を「第14条第2項」に改める。

第8条の2の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第4項を削る。

第9条を次のように改める。

#### 第9条 削除

第11条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

第12条を次のように改める。

（定義）

第12条 この条から第13条の7までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第13条の6までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有する機関をいう。

第12条の2を削る。

第13条を次のように改める。

（懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を兵庫県公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第13条の2の見出しを「（退職手当の支払の差止め）」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
  - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

第13条の2第4項中「一時差止処分を受けた者」を「前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者」に、「第14条」を「第14条第1項」に、「一時差止処分後」を「支払差止処分後」に、「一時差止処分をした者」を「支払差止処分を行った退職手当管理機関」に改め、同条第5項中「任命権者は、一時差止処分について」を「第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に、「第2号」を「第3号」に、「一時差止処分を受けた者」を「当該支払差止処分を受けた者」に、「一時差止処分の目的」を「支払差止処分の目的」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

第13条の2第8項を削り、同条第7項中「一時差止処分を」を「第1項又は第2項の規定による支払差止処分を」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「前項」を「前2項」に、「任命権者」を「当該支払差止処分を行った退職手当管理機関」に、「一時差止処分後」を「当該支払差止処分後」に、「一般の退職手当等の支給」を「当該一般の退職手当等の額の支払」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

第13条の2第9項及び第10項を次のように改める。

- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより

当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当等の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

第13条の2第11項を削る。

第13条の3を次のように改める。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第13条の3 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との均衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第13条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第13条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

第13条の3の次に次の4条を加える。

（退職をした者の退職手当の返納）

第13条の4 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第13条の6において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第13条の6において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第11条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第13条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

- 第13条の5 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第13条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 第13条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第13条の6 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第13条の4第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第13条の4第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第13条の4第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条の2第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当



該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第13条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をし、又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第13条第2項並びに第13条の4第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第13条の4第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(人事委員会への意見聴取等)

第13条の7 退職手当管理機関は、第13条の3第1項第3号若しくは第2項、第13条の4第1項、第13条の5第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 人事委員会は、第13条の3第2項、第13条の5第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第14条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

職員が退職した場合(第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第14条に次の1項を加える。

- 3 職員が第8条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定公庫等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定公庫等職員となった場合においては、任命権者が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附則第9条第1項及び第9条の2中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附則第11条第3項中「第12条の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この」を「前項の」に、「同条第1項」を「第2条の2第1項」に改め、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2条の2第2項から第4項までの規定は、第2項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。  
(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第15条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第15条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理規程で定めるところにより、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあってはそれを返納させ、又はそれに相当する額を納付させることができる。

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成14年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第21条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理規程で定めるところにより、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあってはそれを返納させ、又はそれに相当する額を納付させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例、第2条の規定による改正後の公立学校職員等の退職手当に関する条例、第3条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び第4条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。  
(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

3 教育長の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

4 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「第11条、第15条、第15条の2(第10項を除く。)及び第15条の3」を「第15条から第15条の7まで」に、「第15条の2及び第15条の3」を「第15条から第15条の7までの規定」に、「任命権者」を「退職手当管理機関」に改め、同条第6項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

(警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する条例の一部改正)

5 警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する条例(昭和43年兵庫県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第14条」を「第2条の2」に改め、同条第4項中「第14条第1項第3号」を「第2条の2第1項第3号」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

(職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18

年兵庫県条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。



兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第14号**

**兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。  
第5条第2項の表会計研究科の項の次に次のように加える。

|       |              |
|-------|--------------|
| 経営研究科 | 神戸市西区学園西町8丁目 |
|-------|--------------|

第6条の表経済経営研究所の項中「経済経営研究所」を「政策科学研究所」に、「経済及び経営の総合研究」を「地域の政策に関する総合研究」に改める。

第7条第3項の表播磨科学公園都市学術情報館の項中「播磨科学公園都市学術情報館」を「播磨光都学術情報館」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。



兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第15号**

**兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例**

兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「所有者」を「所有者等」に改める。

第2条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 住宅所有者 県の区域内に住宅を所有する者（国、地方公共団体その他規則で定める法人を除く。）をいう。
- (4) 居住者 県の区域内に存する住宅に居住する者（住宅所有者を除く。）をいう。

第4条の見出しを「(加入)」に改め、同条第1項中「県の区域内に住宅を所有している者（国、地方公共団体その他規則で定める法人を除く。）」を「住宅所有者」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 住宅所有者又は居住者は、その居住する住宅に存する家財について、共済制度に加入することができる。
- 4 共済制度への加入は、1戸の住宅、1棟のマンションの共用部分又は1戸の住宅に存する家財について、それぞれ1の加入に限りすることができる。

第6条第1項中「による加入に係る」を「により住宅について加入する場合における」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第4条第3項の規定により家財について加入する場合における共済負担金の額は、1戸の住宅に存する家財につき年額1,500円とする。ただし、新たに共済制度に加入する場合は、1戸の住宅に存する家財につき月額150円に、加入しようとする日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が1,500円を超えるときは、1,500円）とする。

第7条中「及び第9条の2」を「から第9条の3まで」に改める。

第9条第1項中「の所有者又は所有者」を「に係る住宅所有者又は住宅所有者」に改める。

第9条の2の次に次の1条を加える。

第9条の3 第4条第3項の規定による加入に係る住宅が自然災害により被害を受け、その被害について、規則で定めるところにより、全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の認定を受けた場合において、生活に必要な家財の購入又は補修をしたときは、当該住宅に係る住宅所有者若しくは住宅所有者であった者又は居住者

若しくは居住者であった者に対し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の共済給付金を給付する。

| 区 分                        | 給付額  |
|----------------------------|------|
| 1 当該住宅が全壊の認定を受けたものである場合    | 50万円 |
| 2 当該住宅が大規模半壊の認定を受けたものである場合 | 35万円 |
| 3 当該住宅が半壊の認定を受けたものである場合    | 25万円 |
| 4 当該住宅が床上浸水の認定を受けたものである場合  | 15万円 |

第11条に次の1項を加える。

- 4 第4条第3項の規定による加入に係る家財を利用する住宅所有者又は居住者は、加入者の転出その他の理由を付して共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができる。

附 則

この条例は、平成22年 8月1日から施行する。



兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第16号**

**兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表リハビリテーションセンターの項中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

- 3 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行う事業所として、居宅における老人等の介護のために必要なリハビリテーションを行うこと。

第3条第2項の表リハビリテーションセンターの項中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行う事業所として、居宅における老人等の介護のために必要なリハビリテーションを行うこと。

第7条第1項中「規定する病院」の右に「並びに同条第1項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄3及び同条第2項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄2に規定する事業所」を、「当該病院」の右に「及び事業所」を加え、同条第3項中「利用料金」を「第1項に規定する病院の利用料金」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項に規定する事業所の利用料金の額は、介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

附 則

この条例は、平成22年 4月1日から施行する。



兵庫県立淡路香りの公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。  
平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第17号**

**兵庫県立淡路香りの公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例**

兵庫県立淡路香りの公園の設置及び管理に関する条例（平成元年兵庫県条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成22年 4月1日から施行する。



国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第18号**

**国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例**

国営土地改良事業負担金徴収条例（平成3年兵庫県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2分の1」の右に「(土地改良施設の管理に係る事業にあつては、当該負担金の額)」を加える。

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。



兵庫県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第19号**

**兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例**

兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和39年兵庫県条例第35号）の一部を次のように改正する。

本則（第3条第1項を除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条第1項中「費用を」を「費用（事業費に限る。）に」に改め、「費用の種目によつて区分し、当該区分された費用に応じ、それぞれ当該区分ごとに掲げる」及び「の合計額」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

| 土地改良事業の種別          | 割 合                |
|--------------------|--------------------|
| かんがい排水事業           | $\frac{25}{100}$   |
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | $\frac{25}{100}$   |
| ほ場整備事業             | $\frac{27.5}{100}$ |
| 経営体育成基盤整備事業        | $\frac{22.5}{100}$ |
| 水田農業振興緊急整備事業       | $\frac{22.5}{100}$ |
| 畑地帯総合整備事業          | $\frac{25}{100}$   |
| 集落基盤整備事業           | $\frac{22.5}{100}$ |

備考 経営体育成基盤整備事業において、国から交付を受ける補助金の補助の割合が100分の55となる部分についての割合は、100分の17.5とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から施行している改正前の兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例別表に規定する農業生産法人等育成緊急整備事業及び農地集積加速化基盤整備事業は、この条例の施行の日において改正後の兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例別表に規定する経営体育成基盤整備事業となる。



兵庫県立自然公園条例及び環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第20号

兵庫県立自然公園条例及び環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例

(兵庫県立自然公園条例の一部改正)

第1条 兵庫県立自然公園条例(昭和38年兵庫県条例第80号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 公園計画及び公園事業(第5条—第8条)  
第4章 保護及び利用(第9条—第15条)」

を

「第3章 公園計画(第5条・第6条)  
第3章の2 公園事業(第7条—第8条)  
第4章 保護及び利用(第9条—第15条)  
第4章の2 生態系維持回復事業(第15条の2—第15条の5)」

に、「第35条」を「第36条」に改める。

本則(第1条を除く。)中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第1条中「図り、もつて」を「図ることにより、」に、「資する」を「資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する」に改める。

第2条第2号中「施設」を「事業」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であって、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 公園計画

第5条第2項中「公示しなければ」を「公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第6条の次に次の章名を付する。

第3章の2 公園事業

第7条に次の7項を加える。

3 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 第2条第3号に規定する規則で定める施設(以下この条において「公園施設」という。)の種類
- (3) 公園施設の位置
- (4) 公園施設の規模
- (5) 公園施設の管理又は経営の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

5 第2項の同意を得た者又は同項の認可を受けた者(以下「公園事業者」という。)は、第3項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町にあっては知事に協議し、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

6 前項の規定による同意を得ようとする者又は同項の規定による認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

7 第4項の規定は、前項の申請書について準用する。

8 公園事業者は、第5項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

9 第2項又は第5項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第7条の次に次の6条を加える。

(改善命令)

第7条の2 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第2項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第7条の3 公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が市町である場合にあっては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が市町以外の法人である場合にあっては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第7条第2項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第7条の4 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第7条の5 公園事業として行う事業が他の法令又は条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第7条第2項の同意又は認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第7条第2項の同意又は認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第7条第2項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第5項若しくは第8項又は前条の規定に違反したとき。
- (2) 第7条第9項の規定により同条第2項又は第5項の認可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第7条の2の規定による命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第7条第2項又は第5項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第7条の6 知事は、第7条第2項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した

者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第7条の7 知事は、第7条第2項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第8条第2項中「前条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第9条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

第9条第4項中第14号を第17号とし、第11号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第14号の前に次の1号を加える。

(13) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第9条第4項第10号中「(以下この号において「指定動物」という。)」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第9条第4項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第9条第5項を次のように改める。

- 5 前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることになった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

第9条第7項第3号中「もの。」を「もの」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 認定生態系維持回復事業等（第15条の3第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為  
第9条の次に次の2条を加える。

(利用調整地区)

第9条の2 知事は、自然公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。

- 2 第3条第2項及び第3項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

- 3 何人も、知事が定める期間内は、次条第1項又は第7項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前条第4項の許可を受けた行為又は同条第5項後段若しくは第6項の届出をした行為を行うために立ち入る場合

(2) 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合

(3) 公園事業を執行するために立ち入る場合

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

(5) 第16条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うものを行うために立ち入る場合

(6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるものを行うために立ち入る場合



- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合  
(立入りの認定)

第9条の3 自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第3項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。ただし、第7項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

- (1) 自然公園を利用する目的で立ち入るものであること。
- (2) 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。

3 知事は、第1項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 知事は、第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。

5 第1項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。

6 第1項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第4項の立入認定証を携帯しなければならない。

7 自然公園の利用者であって規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第3項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第1項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

8 第2項から第6項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第5項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第6項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

第10条中「前条第4項」を「第9条第4項及び第9条の2第3項第7号」に改める。

第11条第1項第1号中「含む。」を「含む。」に改め、同条第7項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第12条第2項中「以下」の右に「この条において」を加え、同条第3項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第13条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第2項中「立ち入らせ」を「立ち入り」に改め、同条第3項中「前項の」を「前項の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第15条第3項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

#### 第4章の2 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第15条の2 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業の目標
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項  
(生態系維持回復事業)

第15条の3 県は、自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 市町は、規則で定めるところにより、自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の

確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。

- 3 市町以外の者は、規則で定めるところにより、その者が生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及び自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
  - (3) 生態系維持回復事業の内容
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町にあっては知事の確認を、市町以外の者にあっては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の規定による確認又は認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第15条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなると認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第15条の5 知事は、第15条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第28条第4項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第31条中「第12条第1項」を「第7条の6第1項又は第12条第1項」に改める。

第32条各号を次のように改める。

- (1) 第7条第5項の規定に違反して同条第3項各号に掲げる事項を変更した者（同条第2項の認可を受けた者に限る。）
- (2) 第7条第9項の規定により認可に付された条件に違反した者
- (3) 第9条第4項又は第9条の2第3項の規定に違反した者
- (4) 偽りその他の不正の手段により第9条の3第1項又は第7項の認定を受けた者
- (5) 第10条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第33条中「第11条第2項」を「第7条の2、第11条第2項」に改める。

第34条中第7号を第9号とし、第1号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の前に次の2号を加える。

- (1) 第7条の7第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 偽りその他の不正の手段により第9条の3第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けた者

第35条の次に次の1条を加える。

(過料)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条第8項、第7条の4又は第7条の5第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第7条第2項の認可を受けた者に限る。）

(2) 第9条の3第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者

（環境の保全と創造に関する条例の一部改正）

第2条 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の5」に改める。

第86条を次のように改める。

第86条 県は、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全を図るための施策を推進するものとする。

第90条第4項ただし書中「又は第6号」を「、第6号」に改め、「行うもの」の右に「又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第90条第4項に次の1号を加える。

(11) 前各号に掲げるもののほか、自然環境保全特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第90条第8項を次のように改める。

8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

第90条第10項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 認定生態系維持回復事業等（第94条の3第1項の規定により行われる第94条の2第1項の生態系維持回復事業及び第94条の3第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた第94条の2第1項の生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第91条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

第91条第4項中「前項第5号」を「前項第6号」に改める。

第92条第6項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第94条第1項中「第91条第3項第5号」を「第91条第3項第6号」に改め、第4章第3節中同条の次に次の4条を加える。

（生態系維持回復事業計画）

第94条の2 知事は、生態系維持回復事業（知事が定める自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であって、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、知事が定める自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 生態系維持回復事業の目標

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

（生態系維持回復事業の実施）

第94条の3 県は、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 市町は、規則で定めるところにより、生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当

該生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。

- 3 市町以外の者は、規則で定めるところにより、その者が生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及び生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
  - (3) 生態系維持回復事業の内容
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町にあつては知事の確認を、市町以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の規定による確認又は認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。  
(認定の取消し)

第94条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第94条の5 知事は、第94条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第96条第3項及び第6項中「第7号」を「第10号」に改め、同条第7項を次のように改める。

- 7 第3項の規定により第90条第4項第1号から第4号まで、第6号又は第10号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

第105条第3項第1号中「第90条第4項各号」を「第90条第4項第1号から第6号まで及び第10号」に改め、同条第7項を次のように改める。

- 7 第3項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

第151条第3項中「第91条第3項第5号」を「第91条第3項第6号」に改める。

第159条の次に次の1条を加える。

第159条の2 第93条、第98条、第107条、第110条又は第114条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第160条中「、第48条第2項、第93条、第98条、第107条、第110条又は第114条」を「又は第48条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第160条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第90条第4項、第91条第3項、第96条第3項、第104条第3項、第105条第3項又は第113条第1項の規定に違反した者
- (2) 第90条第5項（第91条第4項、第96条第4項、第104条第4項、第105条第4項及び第113条第2項にお

いて準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者  
第161条第1項第3号及び第4号を削る。

第162条中「30万円」を「50万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第162条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第92条第1項、第97条第1項、第101条第1項、第106条第1項又は第109条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第92条第4項、第97条第4項、第106条第4項、第109条第4項又は第153条第5項(同条第1項の規定により設置された標識に係るものに限る。)の規定に違反した者
- (3) 第151条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第152条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 第154条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

第163条第2号中「、第67条の2、第92条第4項、第97条第4項、第106条第4項、第109条第4項又は第153条第5項の規定(同条第1項の規定により設置された標識に係るものに限る。)」を「又は第67条の2の規定」に改め、同条第3号中「、第92条第1項、第97条第1項、第101条第1項、第106条第1項又は第109条第1項」を削り、同条第5号から第7号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の兵庫県立自然公園条例(以下「新自然公園条例」という。)第7条の6の規定は、この条例の施行の日以後に新自然公園条例第7条第2項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



兵庫県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第21号

兵庫県立都市公園条例の一部を改正する条例

兵庫県立都市公園条例(昭和39年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第3項又は」を「第3項若しくは」に改め、「もの」の右に「又は都市公園の管理行為として行うもの」を加える。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第22号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第23号)の一部を次のように改正する。

本則(第63条第2項の表第47条第4項の款を除く。)及び附則中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第4条第1項中「及び第15条」を「、第15条、第57条から第60条まで、第62条及び第63条」に改める。

第57条(見出しを含む。)及び第58条中「普通県営住宅」を「県営住宅」に改める。

第59条第1項中「許可使用者は、」の右に「普通県営住宅にあっては」を加え、「以下で」を「の額以下で、特別賃貸県営住宅にあってはその家賃の額以下で、それぞれ」に改め、同条第2項中「普通県営住宅」を「県

営住宅」に改める。

第60条及び第62条中「普通県営住宅」を「県営住宅」に改める。

第63条第1項中「普通県営住宅」を「県営住宅」に改め、同条第2項中「普通県営住宅の」を「県営住宅の」に改め、同項の表第47条第4項の款中「普通県営住宅にあつては近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、」及び「にあつてはその家賃の額の2倍に相当する額以下で、それぞれ」を削り、「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で」を「特別賃貸県営住宅」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第23号**

**兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例**

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「18,626人」を「18,566人」に、「10,306人」を「10,283人」に、「8,383人」を「8,393人」に、「3,188人」を「3,368人」に、「41,247人」を「41,354人」に改める。

第2条中「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第24号**

**兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表兵庫県立淡路病院の款外科の項中「脳神経外科」を「心臓血管外科 脳神経外科」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第25号**

**兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例**

兵庫県病院事業職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「4,905人」を「5,071人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第26号****兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第5条及び第7条中「あつては」を「あつては」に改める。

第8条第3項中「できなかつた」を「できなかった」に改める。

**附 則**

この条例は、平成22年4月1日から施行する。